

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年6月30日から同年7月1日まで
②平成5年12月29日から6年1月1日まで

申立期間①について、私は、平成4年4月27日から5年6月30日までの期間、A社に勤務し、同年7月1日に勤務内容や勤務場所に変わりなく、C社に異動となった。しかし、私のA社での厚生年金保険の資格喪失日と記録されている5年6月30日からすると、私は同社を同年6月29日に退職したことになり、厚生年金保険の期間に1か月間の空白期間が生じていることに納得がいかないので調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、平成5年7月1日から同年12月31日までの期間、C社に勤務し、同日付で退職届を出した記憶があるにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格喪失日が5年12月29日と記録されていることから、厚生年金保険の期間に1か月間の空白期間が生じていることに納得がいかないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表により、申立人が所属していた本社の社員4人分の申立期間①に係る厚生年金保険料額が計上されている

ことが確認でき、当該金額は、本社に所属していた申立人及び同僚3人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額に合致する。

さらに、申立人と同様に申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書により、当該同僚の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について

申立人から提出されたC社に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、離職日は平成5年12月31日と記録されている。

しかしながら、C社が保管する社会保険台帳とされる一覧表には、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成5年12月29日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、C社は、「申立人は本社勤務の栄養士で派遣先の各事業所の指導的な立場であり、勤務期間は平成5年7月1日から同年12月28日までの期間であった。」と述べているほか、申立人の雇用保険の離職日が厚生年金保険の資格喪失日以降と記録されていることについて、同社は「当時、別の営業所で勤務していた社員が12月31日付けで退職しており、年明けに2人(申立人を含む)の雇用保険の喪失届を提出した際に混同したと考えられる。」としており、申立人の資格喪失年月日から約1年間(平成5年12月29日から6年12月31日までの期間)に同社を資格喪失したとされる申立人を含む8人に係る雇用保険の離職日を確認したところ、資格喪失日以降とされている者は申立人のみであることが確認できる。

さらに、申立期間②当時にC社に在籍する複数の同僚に照会したところ、同社本社に勤務していた申立人を記憶している者がいないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

うかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年11月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年4月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和21年11月から22年5月までは510円、同年6月から23年3月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月7日から23年4月21日まで
年金事務所からA社で勤務した記録が漏れていると連絡があり、資格喪失日は昭和22年7月1日と言われたが、私は当時、弟と一緒に同社に勤務しており、辞めた日は弟と一緒にだったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、資格喪失日の記載は無いものの、昭和21年11月7日に資格を取得し、22年6月1日に標準報酬月額の改定の記録が記載されている申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社に勤務していた当時のことを具体的に記憶している上、申立人が一緒に同社を退職したとする申立人の弟の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、「A社の社宅で一緒に弟と同居生活しながら同社で勤務していた。C県への引揚げができるようになったことから同社を弟と一緒に退

職して引き揚げてきた。」としているところ、申立人の弟は、「復員名簿から兄（申立人）を探し出し、C県に帰れる時期が来るまでA社と一緒に働き、社宅で同居していた。兄と一緒に同社を退職し、C県に引き揚げてきた。」と証言している上、被保険者名簿には、申立人の弟の氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合された被保険者記録が確認でき、同記録により、資格取得日は昭和21年11月7日、資格喪失日は昭和23年4月21日であることが確認できることから、申立人は、同日までA社に勤務していたことが推認できる。

加えて、被保険者名簿における申立人と氏名等が一致する未統合記録には資格喪失日の記載が無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は無い上、申立人と同様に被保険者名簿において資格喪失日の記載が無く、オンライン記録も無い同僚が複数確認できるところ、日本年金機構は、被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記載が無いことについて、理由は不明と回答していることから、保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和21年11月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年4月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における申立人の未統合記録から、申立期間のうち、昭和21年11月から22年5月までは510円、同年6月から23年3月までは600円とすることが妥当である。